

租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書



平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国 税 庁 長 官 殿

届出者 〒

所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所 〒	(寄附時の住所)	
	電話番号	(電話番号 - - )	
	フリガナ	氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人

【解散予定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
			- -

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的

その他参考事項(やむを得ない事情により解散の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。)

使用開始予定年月日

平成 年 月 日

税務署整理欄

整理簿	通信日付印	確認者	印	税務署名	送付区分	自局	他局	不明
-----	-------	-----	---	------	------	----	----	----

の項目は記入する必要がありません。

作成税理士  
事務所所在地  
署名押印  
(電話番号)

[記載要領等]

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が解散する場合に、当該財産若しくは代替資産又は買換資産を解散引継法人に対して残余財産の分配若しくは引渡しとして移転させ租税特別措置法第40条第7項の規定を受けるときに使用します。

《記載要領》

- 1 「届出者」には、措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等の主たる事務所の所在地等について記載し、当該公益法人等の代表者印を押印してください。  
なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「市 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
  - 2 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、届出者に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。  
なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「市 区××1丁目2番3号」というように記載してください。
  - 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けていた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - 4 「解散引継法人」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより財産等の移転を受ける他の公益法人等の名称や主たる事務所等について記載してください。
  - 5 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、届出者から残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する財産等の明細等を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。  
なお、「使用目的」欄は、解散引継法人に移転された後の使用目的を「幼稚園園舎敷地」、「施設用地」、「配当金を助成金の原資とする」などのように具体的に記載してください。
  - 6 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - 7 この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 各明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に各明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この様式の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載の上、この様式とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 解散引継法人に移転しようとする財産等の登記事項証明書等
- 2 届出者である公益法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等
- 3 解散引継法人が措置法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
- 4 解散引継法人に移転しようとする財産がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に公益目的事業の用に直接使用することができないと認められる場合には、そのやむを得ない事情が確認できる書類等